

# 税

## 市税の納付

7月31日(月)は固定資産税第2期分の納期限です。忘れずに納めましょう。

第1期分、軽自動車税全期分の納期限は過ぎていますので、まだ納付していない人は、早めに納付してください。なお、市税の納付には□座振替のご利用が便利です。

■滞納が続くと…納期限までに納めた納税者との公平を保ち、大切な市税収入を確保するため、やむを得ず滞納している人の財産（不動産、給与、預貯金など）を調査のうえ、差押さえし、換価（公売・取立）するなどの滞納処分を行うことになります。しかし、これらの滞納処

方は最終手段です。このようなことにはならないよう、市税は納期限内に納付しましょう。

## 税務署からのお知らせ

### 【所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）】

前年分の所得税及び復興特別

所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この

予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることがあります。

予定納税が必要な人には、6月中旬に税務署から「令和5年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付さ

れます。なお、令和4年分

の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、予定納税額の通知書の「電子交付」を希望

した人については、予定納税額の通知書を書面の送付に代えてe-Taxにより通知しています。

問合先 税務課

処分内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
差押	不動産	31	31
	預貯金など債権	497	580
公売	交付要求	108	73
	抵当権の設定	1	0
不動産	不動産	0	1
	動産	5	3
			10



高を確認してください。

なお、廃業、休業または業況

不振などの理由により、令和5

年6月30日の現況による令和5

年分の「申告納税見積額（年間

所得や所得控除などを見積もつて計算した税額）」が、税務署

から通知されている「予定納税

基準額」よりも少なくなると見

込まれる場合などは、予定納税

の減額申請をすることができます。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は7月18日(火)までに「予定納税額の減額申請書」

に必要事項を記載し、所轄税務

署に提出してください。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は7月18日(火)までに「予定納税額の減額申請書」

に必要事項を記載し、所轄税務

署に提出してください。

問合先 泉佐野税務署  
(☎ 462-3471)

日時 9月1日(金)・7日(木)・11

日(月)・12日(火) 午後1時～4時

(全4回)

対象 個人事業者（事業専従者

を含む）

定員 30人（先着順）

講師 (株)NJKサポート派遣講師

教材費 2,445円

申込・問合先 7月5日(水)～8

月10日(木)に受講者氏名、事業所

名、住所、電話番号（日中連絡

が取れる番号）、eメールアド

レスを記入し、eメール、電話

で（公社）泉佐野税務協会（☎

462-0634 eメール：

zumisano@nk-net.co.jp）へ

## はじめての複式簿記（入門編）

この教室は、泉佐野税務署と

共催で、初めて簿記を学ぶ個人

事業者の人を対象に、簿記の基

礎知識と複式簿記での記帳を

学ぶまでを4回に分け開催します。

経営の充実および青色申告特

別控除55万円（65万円）適用の

ためにも、複式簿記での記帳を

学ぶことをお勧めします。

日時 9月1日(金)・7日(木)・11

日(月)・12日(火) 午後1時～4時

(全4回)

場所 泉佐野税務協会（泉佐野

税務署横）

対象 個人事業者（事業専従者

を含む）

定員 30人（先着順）

講師 (株)NJKサポート派遣講師

教材費 2,445円

申込・問合先 7月5日(水)～8

月10日(木)に受講者氏名、事業所

名、住所、電話番号（日中連絡

が取れる番号）、eメールアド

レスを記入し、eメール、電話

で（公社）泉佐野税務協会（☎

462-0634 eメール：

zumisano@nk-net.co.jp）へ



7月に送付します  
第1号被保険者

## 介護保険料決定通知書

# 介護保険

問合先 介護保険課

第一号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、4月1日現在の世帯を基準に、昨年中の合計所得金額や住民税課税・非課税率をもとに決定し、7月初旬に各個人に通知書を送付します。

### 介護保険料の納付

介護保険料は7月に決定するため、4～6月の間を仮徴収期間といい、普通徴収（納付書や口座振替での納付）の場合は前年度最終時点の所得段階に応じた金額を、また特別徴収（年金からの差し引き）の場合は2月の介護保険料額と同額を納付いたします。この期間の介護保険料額と今回送付する介護保険料額に記載の介護保険料額（年間保険料額）との差額を7月から来年3月に納付いただくことになります。

災害などで一時的に収入が減少したため保険料が納付できなくなつた場合などに、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。また、市では生活困窮している世帯（生活保護を受けている世帯は除く）に對して、下記条件の全てに該当する場合、介護保険料の一部を減額する制度を定めています。

### 減免条件

●被保険者の所得段階が第2段階以上であり、世帯全員の前年の年間収入合計額が次の額以下である

- ・一人世帯…108万円
- ・一人世帯…162万円
- ・三人世帯…216万円

以降世帯人員が一人増えるごとに54万円を加算

- 誰からも扶養を受けていない
- 活用できる資産がない

- 被保険者に介護保険料の滞納がない
- 世帯全員の銀行預金、国債、地方債、その他の金融資産の元本の合計金額が350万円を超えない

保護保険料を通知書記載の所得段階から1段階下の所得段階保険

災害などで一時的に収入が減少したため保険料が納付できなくなつた場合などに、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。また、市では生活困窮している世帯（生活保護を受けている世帯は除く）に對して、下記条件の全てに該当する場合、介護保険料の一部を減額する制度を定めています。

### 保険料の納付は納期限までに保険料を納期限までに

●被保険者の所得段階が第2段階以上であり、世帯全員の前年の年間収入合計額が次の額以下である

- ・一人世帯…108万円
- ・一人世帯…162万円
- ・三人世帯…216万円

●被保険者の所得段階が第2段階以上であり、世帯全員の前年の年間収入合計額が次の額以下である

- ・一人世帯…108万円
- ・一人世帯…162万円
- ・三人世帯…216万円

●被保険者の所得段階が第2段階以上であり、世帯全員の前年の年間収入合計額が次の額以下である

- ・一人世帯…108万円
- ・一人世帯…162万円
- ・三人世帯…216万円

### 普通徴収で納付する人は口座振替のご利用を

●被保険者の所得段階が第2段階以上であり、世帯全員の前年の年間収入合計額が次の額以下である

- ・一人世帯…108万円
- ・一人世帯…162万円
- ・三人世帯…216万円

## 保険料額（年額）

	段階	対象者	基準額に対する割合（倍）	保険料（円）	
本人非課税	1	生活保護受給者、世帯非課税で老齢福祉年金受給者および本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.3	23,940	
	2	世帯全員が非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	0.5	39,900	
	3	世帯全員が住民税非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円を超える人	0.7	55,860	
	4	世帯に課税者がおり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.9	71,820	
	5	世帯に住民税課税者がおり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える人	基準額	79,800	
本人課税	6	額が右の額の人	120万円未満	1.2	95,760
	7	額が右の額の人	120万円以上210万円未満	1.3	103,740
	8	額が右の額の人	210万円以上320万円未満	1.5	119,700
	9	額が右の額の人	320万円以上400万円未満	1.7	135,660
	10	額が右の額の人	400万円以上600万円未満	1.8	143,640
	11	額が右の額の人	600万円以上800万円未満	2.0	159,600
	12	額が右の額の人	800万円以上1,000万円未満	2.25	179,550
	13	額が右の額の人	1,000万円以上	2.5	199,500



## 介護保険負担割合証を送付します

要支援・要介護認定を受けている人へ、昨年中の所得状況・世帯状況をもとに負担割合を決定し、7月下旬頃に各個人に負担割合証を送付します。

介護保険のサービスを利用するときは、介護保険被保険者証とともに介護保険負担割合証が必要となります。

### ■利用者負担の割合

サービスを利用したときは、実際にかかるサービス費用の1割、2割、または3割の負担となります。

3割	①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯=340万円以上、2人以上世帯=463万円以上
2割	3割以外で③④の両方に該当する人 ③本人の合計所得金額が160万円以上 ④同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯=280万円以上、2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人

## 国民健康保険

問合先 国保年金課

### 高齢受給者証の更新

70歳～74歳の国民健康保険に加入の人（後期高齢者医療被保険者証を持つている人除く）には、「国民健康保険高齢受給者証」を交付しています。

8月1日以降有効の高齢受給者証は7月中に送付します。（更新手続き不要）

※来年7月31日までに75歳になる人は誕生日の前日まで有効



現在交付している認定証の有効期限は7月31日(月)です。8月以降も必要な場合は、新たに申請が必要です。更新の申請は7月3日(月)から受け付けます。※郵送による申請も受け付けます。

対象 次のいずれかに該当する国民健康保険加入者（後期高齢者医療被保険者証の対象者は除く）。国民健康保険料の滞納がある場合は原則として交付することができません。●70歳未満 ●70歳以上で住民税非課税の国保世帯に属している

●70歳以上の現役並み所得者で所得区分Ⅰ（課税所得145万円以上380万円未満）または所得区分Ⅱ（課税所得380万円以上690万円未満）に該当する

準負担額減額認定証）が交付対象の国民健康保険加入者は申請すると（限度額適用認定証（住民税非課税の国保世帯に属している人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）が交付

### 限度額適用認定証



## 国民健康保険 若年者基本健診

### 場所 健診センター

対象 15歳以上40歳未満（今年度中に40歳になる人は対象外）の泉佐野市国民健康保険加入者

※妊娠中の人は対象外

定員 各時間10人（先着順）

自己負担金 1,000円

申込 7月6日(木)～8月1日(火)（日曜日、祝日除く）の午前8時30分～午後7時に電話（0120-188-489）で。インターネット（<https://www.aitel-re-servasion.jp/izumisanocity-osaka/> 「さのテル」で検索）からも申込できます。

※申込後の変更、キャンセルも上記申込先で受付となります。

### 問合先

- 国保年金課
- 健康推進課（一時保育〔事前予約制・先着順〕あり、健診内容）

※詳しくは問い合わせてください。

子宮がん検診（頸部のみ・自己負担金800円・各時間4人）も同時に受診可能です。  
※妊娠中の人は対象外



▲さのテル

健診日	時間
	9:00～9:15
	9:15～9:30
	9:30～9:45
	9:45～10:00
	10:00～10:15
8月27日(日)	10:15～10:30
	10:30～10:45
	10:45～11:00
	11:00～11:15
	11:15～11:30
	13:30～13:45
	13:45～14:00
	14:00～14:15
	14:15～14:30
8月28日(月)	14:30～14:45
	14:45～15:00
	15:00～15:15
	15:15～15:30
	15:30～15:45
	15:45～16:00